



# 長崎市消費者センター

## 長崎市消費者を守るネット通信(第84号)

配信日 平成27年3月3日

長崎県消費生活センターからの情報です。

### クリーニングのトラブルに関する注意情報！

〈相談事例〉

2ヶ月前、紳士スーツをクリーニングに出し、1週間後に引き取りに行ったが、ズボンが見当たらなかった。クリーニング店は工場などを探すと言った後、連絡がないので、どうなったか尋ねたところ、紛失したようだとされた。このスーツは1年前に10万円で買ったもの。クリーニング店から購入金額の8割、8万円を返金すると提案された。ただし、上着もクリーニング店に渡さなくてはいけないと言う。納得できない。

〈消費者センターからのアドバイス〉

- 全国クリーニング生活衛生同業組合連合会が作成した「クリーニング事故賠償基準」によると、スーツのようなセットの服で価格が不明であれば、片方に問題がなくてもセットで店側が賠償することになります。その場合、上着は店に渡さないといけません。どうしても渡したくないときは、賠償額が減額されます。
- 賠償額は、物品の再取得価格（事故発生時のその物品の標準的な小売価格）に補償割合をかけて算定されます。購入から時間がたっていると購入時の金額と同額の補償にはなりません。
- 消費者がクリーニングを引き取ってから6ヶ月、またクリーニング店に洗濯物を預けたまま1年を経過した時は賠償されませんので、衣類を早めに引き取り、引き取った後は問題がないかすぐに確認するようにしましょう。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

**長崎市消費者センター**（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**

【相談受付時間】平日（火曜日～金曜日）…午前10時～午後5時

**土曜日、日曜日、祝日** …午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です（月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です）